

補助活動事業に関する会計処理及び表示並びに監査上の取扱いについて

昭和51年 3月 9日
改正 平成26年 9月30日
日本公認会計士協会

はじめに

日本公認会計士協会は、補助活動事業（食堂、売店、学生寄宿舍等）に関する会計処理及び表示並びに監査上の取扱いを、学校会計委員会報告第22号「補助活動事業に関する会計処理及び表示並びに監査上の取扱いについて」として昭和51年3月9日に公表した。

その後、平成25年の学校法人会計基準（昭和46年4月1日文部省令第18号）の改正に伴った見直しを行い、実務指針としたものである。

1. 会計処理及び表示

補助活動事業の経理を課税上又は管理上等の理由により、特別会計として区分している場合であっても、私立学校法（昭和24年法律第270号）第26条に定める収益事業に該当しないのであるから、補助活動事業会計は、一般会計と合併した上で計算書類を作成しなければならない。

補助活動事業会計を区分経理しているか否とにかかわらず、補助活動事業の収支については、学校法人会計基準第5条ただし書によって純額表示することができるのであるが、貸借対照表科目については、純額表示することができないことに留意する。

(1) 総額表示

総額表示による場合は、例えば、売上高、販売手数料等は「(大科目)付随事業収入・収益事業収入 - (小科目)補助活動収入」として、受取利息は「受取利息・配当金収入」として表示するものとする。また、経費は「管理経費」(寄宿舍に要する経費で教育研究経費とするものを除く。)として、給与は「人件費」として表示するものとする。売店等の売上原価に属する項目については、資金収支計算書では仕入高を、例えば「(大科目)管理経費支出 - (小科目)補助活動仕入支出」として、事業活動収支計算書では売上原価を、例えば「(大科目)管理経費 - (小科目)補助活動収入原価」として表示するものとする。

(2) 純額表示

純額表示による場合の収支相殺の範囲は、事業活動収支計算書科目（同一内容で資金収支計算書に使用されている科目を含む。以下同じ。）に限るものとし、資金

収支計算書のみを使用する科目、すなわち、貸借対照表に係る収支科目は含まないものとする。

このことは、相殺範囲の最大限を示したものである。したがって、その範囲内であれば適宜に選択した収入項目と支出項目によって相殺できる。

収支相殺の範囲を例示すれば次のとおりとなる。

支出項目と相殺できる収入側の項目は、

- イ 売上高、受取利息、雑収入とする方法
- ロ 売上高、受取利息とする方法
- ハ 売上高、雑収入とする方法
- ニ 売上高のみとする方法

収入項目と相殺できる支出側の項目は、

- イ 売上原価、人件費、経費（借入金利息を含む。以下同じ。）とする方法
- ロ 売上原価、人件費とする方法
- ハ 売上原価、経費とする方法
- ニ 売上原価のみとする方法

収支相殺の結果、収入超過の場合は、例えば「(大科目)付随事業収入 - (小科目)補助活動収入」として、支出超過の場合は、例えば「(大科目)管理経費 - (小科目)補助活動支出」として表示するものとする。ただし、教育を目的とする寄宿舎に係る収支については、それ以外の補助活動事業の収支と別に相殺し、その結果、支出超過の場合は、例えば「(大科目)教育研究経費 - (小科目)補助活動支出」とすることができる。

なお、収支相殺の結果は、資金収支計算書上と事業活動収支計算書上とは同一にならない場合が多いことに留意する。

(3) 貸借対照表の科目

補助活動事業会計を区分経理しているか否とにかかわらず、補助活動事業に係る現金預金、たな卸資産、固定資産等の全ての資産及び買掛金、前受金等の全ての負債が計算書類に表示されなければならない。

たな卸資産（商品、原材料等をいい、貯蔵品となるものを除く。）の年度末有高は、貸借対照表の流動資産の部に「貯蔵品」と区別し、「販売用品」として表示するものとする。ただし、有高が少額の場合は、「貯蔵品」に含めることができる。

2. 監査上の取扱い

純額表示するために、収入と支出を相殺できる範囲は、前記(2)に示したとおり、収入側の項目の売上高、受取利息、雑収入と、支出側の項目の売上原価、人件費、経費に属する科目であるが、そのうち、売上高と売上原価に属する科目は、必ず相殺するものとし、したがって、これが相殺されず受取利息、雑収入及び人件費、経費に属

する科目のみが相殺されている場合には妥当な処理として認められないものとする。しかし、受取利息、雑収入及び人件費、経費に属する科目については、これを相殺するか否かは当該学校法人の判断に委ねるものとし、したがって、この一部又は全部が相殺されない場合にも妥当な処理として認めるものとする。

(留意事項)

補助活動事業の経理を課税上、又は管理上等の理由により、特別会計として区分することは学校法人の自由であるが、計算書類作成に当たっては、必ず一般会計と合併しなければならない。仮に、合併しないで計算書類を作成した場合は、妥当な会計処理とはならないことに留意する。

3. 適用

「学校会計委員会報告第22号「補助活動事業に関する会計処理及び表示並びに監査上の取扱いについて」の改正について」(平成26年9月30日)は、平成28年3月31日をもって終了する会計年度に係る監査から(知事所轄法人については平成29年3月31日をもって終了する会計年度に係る監査から)適用する。ただし、平成26年9月30日改正の本実務指針の適用前の会計年度に係る監査については、従来どおり「学校会計委員会報告第22号「補助活動事業に関する会計処理及び表示並びに監査上の取扱いについて」」(昭和51年3月9日)を適用する。

以 上